

事務連絡  
平成24年3月26日

保険医療機関 様

高知県国民健康保険団体連合会

外来療養における高額療養費の現物給付化に伴う福祉医療費請求書の  
取扱いについて

平素は、本会の審査支払業務につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外来療養における高額療養費の現物給付化に伴うレセプトの記載方法等については平成24年3月16日付け高国保連第2423号でお伝えしたとおりですが、福祉医療費請求書については下記の要領により取扱いくださるようお願いいたします。

記

○ 福祉医療費請求書の取扱いについて

(1) 金額等の記載方法

外来療養で高額療養費の現物給付化が行われる場合は、「金額」欄に自己負担金(自己負担限度額)を記載の上、「備考」欄に[高額該当]と記載してください。なお、「点数」欄には[0]を記載ください。

※ 別紙の記載例参照

(2) 請求書(集計票)の記載方法

上記(1)の場合における金額を請求書(集計票)に記載する場合は、「金額」欄に記載してください。

高知県国民健康保険団体連合会

担当：業務課

電話：088-820-8407



# 障害福祉医療費請求書

長 様

平成 年 月 日



印

平成 24 年 4 月分の福祉医療費を下記のとおり請求します。

公費負担者番	4	6								給付割合	保険者番号					
受給者番号											被保険者証記号番号					

受給者氏名	フリガナ		男・女

区分	入外	実日数 (処方回数)	点数		金額	備考
			食事・福祉医療請求額	点		
入院	1				円	
入院外	2	8		0	8000	高額該当

※ 入院・入院外でそれぞれ1枚ずつ

日数・金額の記載となります。

点数には「0」の記載ください。

「高額該当」の記載をお願いします。

### 【受給者の取扱】

- 県内の保険医療機関で保険の自己負担金を支払わないで診療を受ける場合は、この請求書に被保険者証と受給者証を必ず添えて窓口へ提出してください。

### 【医療機関等にお願ひ】

- 記載においては、電算打ち出しでも受付します。
- この請求書は、社保福祉医療費46(障害)の自己負担分の請求です。国保連合会に提出願ひます。